

# 安房聖苑・長狭地区火葬場残骨灰等処理業務委託仕様書

## 1 目的

安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「本組合」）が管理運営する火葬場（安房聖苑及び長狭地区火葬場）の火葬残骨灰等の適切な処理を行い、円滑で効率的な火葬場の管理運営を図る。

## 2 業務箇所

- ・安房聖苑（南房総市山名345番地）
- ・長狭地区火葬場（鴨川市東町1850番地の17）

## 3 業務の内容

- （1）火葬残骨灰等の収集及び処理（両火葬場合計 年間約2,400件程度）  
※令和5年度火葬体数実績 安房聖苑（1763件）長狭地区火葬場（552件）
- （2）その他、火葬残骨灰等の収集及び処理に必要な事項
- （3）収集は委託期間中12回（毎月1回月末頃）を見込んでいます。（火葬場からの回収の依頼に応じて回収すること。）

## 4 業務期間 契約の翌日から令和8年3月31日まで

## 5 指示事項

- （1）火葬残骨灰等の収集用の容器は200Lドラム缶とし、安房聖苑に6本、長狭地区火葬場に2本を受注者が無償設置すること。ドラム缶は契約後1週間以内に設置すること。
- （2）安房聖苑においては飛灰処理及び残骨灰処理に必要なポリ袋を受注者の負担にて1回目の回収時まで用意するものとする。  
サイズ：0.04（厚）×1100（幅）×1000～1200（高） 数量：400枚
- （3）火葬残骨灰等の引き渡しを受け、搬出を行う時は礼節を持って丁寧に扱うこと。
- （4）火葬残骨灰等を運搬するに当たっては、飛散することのないように十分に注意をし、運搬中のいかなる事故についても受注者の責任において処理すること。
- （5）受注者は、火葬残骨灰等について環境衛生上支障のないように処理し、また、産業廃棄物として処理しないこと。なお、受注者はあらかじめ火葬残骨灰等の処理方法を本組合に報告し、承認を受けること。

- (6) 受注者は、火葬残骨灰等の処理に当たり、六価クロム、ダイオキシン類等を無害化し公害対策を十分に行うこと。なお、受注者は、あらかじめ公害対策について本組合に報告し承認を受けること。
- (7) 火葬残骨灰等の処理については、大きい残骨は墓地又は納骨堂に合祀すること。また、最終処理後の残灰は適切な処理を行うものとし、不法投棄は絶対に行わないこと。なお、火葬残骨灰等の処理経過については、その都度本組合に報告し、承認を受けること。
- (8) 受注者は、引き渡しを受けた火葬残骨灰等の供養を定期的に行うこと。なお、供養の状況について、本組合に報告すること。
- (9) 受注者は、残骨の合祀を行う墓地又は納骨堂及び最終処理後の残灰を処理する場所（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・長野県・山梨県・静岡県の地域内とする。）をあらかじめ本組合に報告し承認を受けること。
- (10) この仕様書は火葬残骨灰等処理業務の大要を示すものであり、これに定めのない事項であっても本組合が火葬残骨灰等の収集及び処理に必要と認めた作業等は、受注金額の範囲内で受注者が本組合の指示に従って実施すること。

## 6 経費負担

本業務に要する経費は受注者が全て負担する。

- (1) 作業に必要な機械、器具、材料、光熱水費等
- (2) 受注者が業務遂行中に起こした事故等にかかる経費
- (3) その他必要な経費

## 7 報告

1回の受け入れごとに速やかに報告書を提出し、本組合の確認を受けること。

報告書には「取扱量」「処理内容物」「中間処理及び最終処理地先」「残骨灰等の処理工程」「担当者」について必ず明示し、工程写真を添付すること。また、業務終了時には、速やかに業務完了届けを組合に提出すること。

## 8 その他

受注者は業務の遂行に当たり事故等の無いように十分注意をし、万一、事故等が発生した場合には、適切な処理を行い、その被害を最小限に留めるよう最大の努力をす

ること。

## 9 損害賠償等

- (1) 受注者は、業務遂行中に受注者の過失によって本組合又は第三者に損害を与えたときは、誠意を持ってその損害を賠償しなければならない。
- (2) 受注者が指示事項に違反した時は、本組合はこの業務に関する契約を破棄できるものとし、その場合には代金の一切を支払わない。